委員名	中嶋　秀一

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活　動　委　員　名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期　間 （年月日）	令和７年10月28日（火）　～　令和７年10月30日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
	・静岡県袋井市　「市議会議員政治倫理条例制定について」
視察先	愛知県津島市、静岡県袋井市

内容及び成果

愛知県津島市「市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」

1，ハラスメント防止条例の制定の経緯

令和５年５月１９日から３１日までの間に市職員組合員約３００人にアンケート調査を実施、令和５年６月１３日の市議会定例会で取り上げられ調査すると考えを示した。令和５年６月２９日の市議会本会議で副市長に対する問責決議案が出され否決される。

2，市のパワハラに関する調査

副市長が令和５年５月８日に「市政の混乱を避けるため」と辞職願を提出。

同年８月２２日市職員へのアンケート調査を行い、弁護士３人で作る第三者委員会を立ち上げる

同年８月１７日から３０日までの期間で約５００人の全職員を対象にアンケート調査を実施。

3，職場環境改善に関する第三者委員会の設置

同年１０月１日、職場環境改善のためのアンケート調査結果を１２月末までに結果を公表することを発表。令和６年第２回定例会からハラスメント研修やモニタリング等を実施し、令和７年２月１２日にハラスメント防止条例を市長・議長が共同で発表。

条例案は令和７年３月の市議会定例会に市長提出議案として提出。賛成多数で可決。同年４月１日から施行されたものです。

十和田市でも過去にパワーハラスメントの疑いで百条委員会が設置されたことがあります。議会は数の世界といわれますが、市民からの負託を受けたものとしてハラスメントはあってはならないものです。議会改革特別委員会として十和田市でもハラスメント条例を制定し、議会も、市職員も安心できる職場環境を作ってまいりたいと思います。

静岡県袋井市　「市議会議員政治倫理条例制定について」

1，取り組みに至った背景と状況

・SNS での誹謗中傷やハラスメント行為など議会外において議員としてふさわしくない行為が全国で頻発

・本市議会でも自身のブログや会派報などで事実と異なる記事や市民感情を逆なでる表現などの問題も発生

・地方自治体法、袋井市議会会議規則では、議会内で無礼な言葉により議長からの発言取り消し、命令に従わなかった場合などでは、懲罰等が規定されているが、議会外での行動基準や議員としてふさわしくない行為があった場合の審査や措置等が内規にとどまっている。

・令和４年の第３３次地方制度調査会では「住民の信頼を損ないかねない議員の行為がみられる。こうしたことがないよう議会や議員が重い役割や責任を自覚することが重要」と述べられた。

・令和５年の地方自治法改正において「議会の権限の適切な行為に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と規定された。

・全国市議会議長会の調査（R5・12・31 現在）によると、政治倫理条例は 5～１０万人の市で、49.8%が制定している結果となった。

これらの経緯から政治倫理条例制定へと進んだものです。

2，条例の骨子の主な内容

政治倫理基準・・・議員が遵守しなければならない事項を政治倫理基準として具体的に示す。

審査の請求・・・政治倫理基準に違反する疑いがあった場合、市民または議員が審査請求できることを示す。

政治倫理審先の設置・・・審査請求があった場合、審査会を設置し請求のあった事案を審査することを示す。

審査対象議員の措置・・・審査対象議員に対する措置として口頭注意等など具体的な措置内容を示す。

これまでの検討の中、令和７年３月１７日に議会運営委員会での協議、令和７年３月２１日の２月定例会閉会日に条例制定について議員発議・議決されたものです。

十和田市としても、これらを参考に議員政治倫理条例制定に向け議論してまいりたいと思います。

委員名	堰野端展雄

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活　動　委　員　名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期　間 （年月日）	令和７年 10 月 28 日（火）　～　令和７年 10 月 30 日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
	・静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	愛知県津島市、静岡県袋井市

内容及び成果

津島市議会

津島市議会の場合は、令和５年５月に市職員組合が組合員に対しアンケートを実施した結果、市幹部からパワハラを受けたり目撃したりした事実が判明。それを市議会定例会の一般質問で取り上げられ、市側は調査する考えを示した。同年８月に副市長が「市政の混乱を避けるため」として辞職。市側は全職員を対象にアンケートを実施し、特別職や議員、上司などから過去 10 年間にパワハラを受けたり、見たりした内容などを質問した。また、弁護士３人でつくる第三者委員会を立ち上げ、アンケートの結果について、事実認定と分析を依頼し、改善策の提言もお願いした。

アンケートの結果、「パワハラを受けたと感じたことがある」が 163 件、「パワハラを見聞きした」が 143 件あるなどの報告がなされ、その背景にある職場の閉塞感を指摘したが、「パワハラを受けた」が 163 件あるのに対し、対策委員会への相談は年に数件だけだったことなどから、対策として弁護士による相談窓口や研修、ハラスメント防止条例の制定などが提言された。

最初、市側、議会側のそれぞれでハラスメント防止条例を検討していたが、市側の策定委員会の委員である弁護士から、一本化の提案があり、その後了承され、令和７年２月に市長と議長が共同で防止条例を発表。市長は「条例を通じて市民に納得してもらい、風通しの良い職場環境を目指したい」とし、議長は「議員も高い倫理が求められるため、市側と一緒に条例案を作った」として、同年３月の定例会に市長提出議案として提出。賛成多数で可決され、同年４月１日から施行された。

この条例の特徴として、被害の申し出を被害者だけではなく、見聞きした人、また家族も認めるなど広く申し出ができるようにしていること。また、外部の相談窓口として弁護士事務所を設置。それもセクハラも考慮して、女性の弁護士を一人以上つけることとしている。ほかに審査会も弁護士３人以上としている。

課題としては、実際に事案が発生した場合、事情聴取や状況把握がうまくできるのか不安があるとのことであった。

やはり、弁護士をフルに活用していることは大変参考になった。どうしても、職員のみ、議員のみの相談窓口や審査会では公正公平なものとならない場合が起こりうるので、当市においても条例制定にあたっては、弁護士を活用するべきと思わされた内容であった。

袋井市議会

袋井市議会では、議会外での議員としてふさわしくない行為が全国的に多くなっていることや実際に議会において、自身のブログや会派報などで事実と異なる記載や市民感情を逆なでる表現をするなどの問題が発生したため、倫理条例の制定に取り組んだとのことであった。ただ、この問題に対し当初は議会基本条例や議会政治倫理規定において対応しようとしたが、「議員の議会内における議員としてふさわしくない行為が多発したが、地方自治法第 132 条　品位の保持に該当する事案でないため、懲罰までにならないこと。また、議会外においても同様の言動を行うおそれがあることから、議員としての品位や名誉及び住民の信頼を損なうことがないよう、議会や議員が重い責任や役割をより自覚するために、議員の政治倫理意識の確立を図るため、倫理条例を制定することとなったようだ。

条例の主な内容としては、議員の責務や政治倫理の宣誓。市からの補助金等を受けている団体等の長や市が設置する委員会等の組織の長に就任しないことが示されている。また、政治倫理基準として具体的なものを示し、審査対象議員に対する措置内容も具体的に示されている。

そのほかに、条例制定に向けて、倫理条例の意義や基本的知識につて理解を深めるため、講師を招き議員研修会も行っていた。

課題としては、議員自身の情報発信において SNS を利用する場合、慎重をきたさなければならず、その内容をどうチェックしていくか。実際に事案が発生した場合、本条例及び施行規則に齟齬がないか運用してみないとわからない状況であるとのことであった。

袋井市議会では、実際に問題の発生が制定のきっかけで、議会基本条例や倫理規定では対応できずに、条例制定に至っている。しかし、問題の有無にかかわらず倫理条例の制定の必要性を強く感じた内容であった。

委員名	山端　美樹子

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活　動　委　員　名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期　間 （年月日）	令和７年 10 月 28 日（火）　～　令和７年 10 月 30 日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
	・静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	愛知県津島市、静岡県袋井市

内容及び成果

愛知県津島市　議会事務局議事課・総務部総務デジタル課

【津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について】

1.ハラスメント防止条例の制定の経緯

①自治労津島市職員組合が行ったアンケート調査

②市のパワハラに関する調査

③職場環境改善に関する第三者委員会の設置

④職場環境改善のためのアンケート結果

⑤第三者委員会の報告

・津島市職員のハラスメント防止等に関する要綱の改訂

・議員のハラスメント防止条例の制定

⑥第三者委員会の指摘を受け

・外部の弁護士事務所に相談窓口を設置

・執行部は、津島市職場環境改善対策案策定委員会にて、職員のハラスメント防止等に関する要綱の改訂の検討⇒条例・規則へ

・議会は議会改革協議会にて、ハラスメント防止条例の検討について、議題として取り上げた。

⇒議会におけるハラスメント防止対策プロジェクトチームを立ち上げ、条例案等を検討

⑦ハラスメント条例案を発表

・市長と議長が共同で発表「市と議会が一体となった防止条例」

⇒条例案は令和７年３月の市議会定例会に市長提出議案として提出。

賛成多数で可決。同年４月１日から施行。

2.条例制定までの流れ

・ハラスメント条例検討スケジュール

・令和７年第１回定例会

2月 12 日　条例案の策定に関する記者発表

2月 17 日　議案配布

2月 18 日　議会運営委員会

2月 25 日　本会議初日

3月 10 日　総務建設委員会

3月 24 日　本会議終了日

4月 1 日　条例施行日

3.条例等の構成・考え方

〇市と議会が一緒にハラスメント防止条例を策定

・市長、副市長及び教育長、職員並びに議員が個人として人権が尊重され、快適に働くことができる良好な職場環境の確立を目的に策定

＜スローガン＞ハラスメントをしない、させない、見過ごさない

・「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例」

4章（第1章総則、第2章市長及び職員、第3章議員、第4章雑則）で構成

4.行政調査質問事項

Q１．取組に至った経緯　～　資料説明

Q２．取組の概要　～　資料説明

Q３.取組の成果

A．執行部側と共同で制定したことで、新聞等で取り上げられインパクトは与えられたと思う。

また、ハラスメントを許さない、起こさせない姿勢を示すことができた。

Q４．課題と今後の展望

A．年1回のハラスメント研修について、再検討が必要と思う。

（初年度は動画受講、今年度は講師依頼）

静岡県伊勢市議会

【袋井市議会議員政治倫理条例の制定について】

1.取組に至った背景と状況

・SNS での誹謗中傷やハラスメント行為など議会外において議員としてふさわしくない行為が全国で頻発

・自身のブログや会派報などで事実と異なる記載や市民感情を逆なでる表現などの問題も発生
・地方自治法、袋井市議会会議規則では、議会内で無礼な言葉により議長からの発言取り消し、命令に従わなかった場合などでは、懲罰等が規定されているが、議会外での行動基準や議員としてふさわしくない行為があった場合の審査や措置等が内規にとどまっている。
・令和4年の第333次地方制度調査会～「住民の信頼を損ないかねない議員の行為がみられる。こうしたことがないよう議会や議員が重い役割や責任を自覚することが重要」
・令和5年の地方自治法改正～「議会の権限の適切な行為に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の付託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と規定
・全国市議会議長会の調査～政治倫理条例は5～10万人の市で、49.8%が制定との結果

袋井市議会の状況

・政治倫理の基準となるものは袋井市議会基本条例に規定
・基準を明確にするために袋井市議会政治倫理規定に内容を規定～現在は条例に制定
・政治倫理規定の運用（令和3年2月15日議会運営委員会了承）により、政治倫理基準に反する疑いがある場合には、議員は調査申出書を議長に提出し議長は調査することができ、調査結果により、議長からの口頭注意及び厳重注意、書面による厳重注意、陳謝文の提出などの対応ができる。
・令和5年3月10日　調査申出書の提出
　一議員に対する調査申出書が、全議員から議長に提出される。
・令和5年3月20日　会派代表者会議
　会派代表者会議において、「厳重注意処分通知書」により議長から書面による厳重注意を行った。第7号に反する行為について、本議会における陳謝文の朗読を求めた。
・令和6年3月21日　調査申出書の提出
　前回と同一議員に対する調査申出書が、全議員から議長に提出される。
・令和6年4月19日　会派代表者会議
　「厳重注意処分通知書」により議長から書面による厳重注意を行った。

➡実際に議員の議会内における議員としてふさわしくない行為が多発したが、地方自治法第13条品位の保持に該当する事案でないため、懲罰までにならないこと、また、議会外においても同様の言動を行う恐れがあることから、議員としての品位や名誉及び住民の信頼を損なうことがないよう、議会や議員が重い役割や責任をより自覚するため、次期改選期（令和7年4月）を控え、議員の政治倫理意識の確立を図るため、条例を制定することとなった。

2.取組の概要

条例制定の目的

・議員としての品位や名誉を損なうことなく、住民全体の利益の実現のために行動するルール（行動基準）や基準を犯した場合の審査や措置などを定めることが議会に求められていることから、条例を制定し政治倫理意識の確立を図る。

条例制定に至るまでの取組

・条例の内容の検討

・県内市議会の条例制定状況

・条例の骨子案の主な内容

・目的　・議員の責務　・政治倫理の宣誓　・団体等の長への就任　・政治倫理基準

・審査の請求　・政治倫理審査会の設置　・審査対象議員の措置

①議会運営委員会での協議（令和6年12月18日）

②議員研修会の開催（令和7年1月7日）

③条例制定内容整理

④議会運営委員会行政視察（令和7年1月16～17日）

⑤議会運営委員会での協議（令和7年1月24日臨時会）

⑥パブリックコメントの実施

令和7年2月1日～3月2日➡2人から15件の意見があった

⑦会派代表者会議での協議（令和7年2月10日）

⑧会派代表者会議での協議（令和7年2月19日）

⑨例規審査委員会（令和7年3月10日）

⑩議会運営委員会での協議（令和7年3月17日）

⑪2月定例会閉会（令和7年3月21日）

条例制定について議員発議、議決

3.取組の成果

・令和7年4月1日施行　～　市議会HPで制定について市民に周知

・令和7年4月23日市議会議員改選

・新人議員研修の実施

・取組の成果　～　条例制定後において、政治倫理条例に抵触する案件は発生していない。

◆袋井市議会議員政治倫理条例（抜粋）◆

（政治倫理基準）

第5条　議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

（1）常に市民全体の利益に実現を目指して行動し、特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと。

（2）地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと

（3）政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、自らの後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること

（4）市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

（５）市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関与しないこと。

（６）発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む）は、確たる事実に基づき公人としての自覚及び責任を持ち、誹謗中傷の言動その他、他人の名誉を棄損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。

（７）その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害及び営業妨害のおそれのある行為をしないこと。

（８）職務上知り得た情報を不正に利用し、又は第三者に伝達しないこと。

（９）暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。

（10）前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

４.課題と今後の展望

➡SNS での情報発信は、多くの市民に情報が届くなどのメリットもあるが、情報発信者自身が正確な情報を提供しないと、誤解や混乱を招く恐れがあり、また、情報は瞬時に広まりやすいため、誤情報やフェイクニュースが拡散するおそれもあることから、手軽に発信ができるが細心の注意が必要である

➡現時点では、条例に関わる事例は発生していないが、万が一そのような事例が発生し審査請求がされた場合には、条例及び条例施行規則に沿って対応するなかで、運用面での疑問や課題が発生した場合には、その内容を検証し、必要に応じて条例改正を行う。

(所感)

私は愛知県津島市の「市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例」に強い関心を寄せていた。以前よりインターネットで条例内容や制定の経緯を拝見しており、先進的な取り組みとして注目していたため、今回実際に現地でお話を伺う機会が叶い、大変嬉しく思った。制定までの課題や、市職員・議員それぞれの理解を深めるための工夫など、丁寧な取り組みに学ぶ点が多くあった。

また、静岡県袋井市の「袋井市議会議員政治倫理条例」については、政治倫理を単なるルールとしてではなく、市民からの信頼を得るための“議会文化”として位置づけている点が印象的であった。市民への説明責任や情報公開を重視する姿勢に、地方議会のあるべき方向性を感じた。

私は看護師でもあるので、看護職として「いのち」と「尊厳」を守ることを使命としてきた立場からも、ハラスメント防止や議員倫理の確立は、人が安心して働き、暮らせる社会の基盤であると改めて実感した。今回の学びを今後の十和田市議会における政治倫理条例やハラスメント防止体制の検討に活かし、市民から信頼される議会運営の実現に努める。

以上

委員名	太田　正幸

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活　動　委　員　名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経　費　区　分				合計金額
1 研修旅費	2 自動車借上料等	3 議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期　間 （年月日）	令和７年 10 月 28 日（火）　～　令和７年 10 月 30 日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「津島市の市長等，職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
	・静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	愛知県津島市，静岡県袋井市

内容及び成果

別紙のとおり報告します。

・愛知県津島市「津島市の市長等，職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
（令和７年 10 月 29 日（水）10:00～／津島市議会第１委員会室）

１．条例制定の経緯とプロセス
津島市での条例制定は，職員のハラスメントアンケート調査がきっかけとなり，執行部と議会が連携して一本の条例を策定した点に大きな特徴がある。
（1） 令和５年２月の職員組合のアンケートで幹部からのパワハラ実態が判明し，議会で取り上げられ，副市長への問責決議案も提出された。その後，弁護士３名を委員とする第三者委員会が設置（令和５年 10 月～）され，その報告書で相談窓口の設置，研修会の実施，ハラスメント防止条例の制定など７つの提言がされている。
（2） 執行部側は「職場環境改善対策策定委員会」で，議会側は「議会におけるハラスメント防止対策プロジェクトチーム（ＰＴ）」でそれぞれ検討を開始したが，一本化は，執行部側の弁護士の提案により，執行部と議会を包括する「一本条例」として共同で策定する方針に転換した。市長と議長が共同で条例案を発表（令和７年２月）し，令和７年３月議会に市長提出議案として上程・可決されている。
（3） 議会側の検討プロセスＰＴは，他市の事例研究（柏市，四日市市など）や既存要綱の確認を通じて，条例案の叩き台を作成し，議員を対象としたハラスメント研修を先行して実施し，全議員がハラスメントに関する知識を持って検討を開始している。

２．条例の主要な構成と特徴
津島市条例の特徴は，構成執行部（市長等・職員）と議会（議員）を第２章・第３章で区別して規定する一本条例であり，スローガンに、「しない，させない，許さない」を掲げ、対象とするハラスメントに，セクハラ，パワハラ，妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントに加え，誹謗・中傷，風評等による人権侵害行為，不快にさせる行為又は不利益を与える行為を明記している。また、外部窓口として外部の弁護士事務所に設置し、電話やオンライン会議システムにも対応しており，執行部・議会双方の利用者にも対応する体系となっている。調査・審査機関は，執行部側は職員ハラスメント対策委員会，議会側は議会ハラスメント審査会とし，行為者への措置は，ハラスメントの事実が認定された場合，市長等および議員は氏名の公表（記者発表・ＨＰ掲載），職員は懲戒処分等によることとしている。

３.当市議会で参考とすべきポイント
（1） 議会と執行部による「一本条例」の策定
ハラスメント防止は市政全体で取り組むべき課題であり，執行部と議会がそれぞれを規律する一本の条例として共同で制定することで，市民に対する姿勢を示すとともに，運用の一貫性と効率性を高めることができる。また、条例案の検討段階から，執行部の担当部署と議会事務局が連携し，双方の専門家（弁護士，例規担当課）の意見を踏まえて整合性を図る体制が必要である。
（2） 実効性のある相談・調査体制の確保
相談者の心理的負担を軽減し，中立性を確保するためにも外部の弁護士事務所に統一的な外部相談窓口を設置し，職員・議員・その家族が安心して相談できる環境の確保と，調査・審査委員会には，被害者や行為者が市長等・議員の場合は，外部の弁護士等の有識者を委員として関与させることで，公平性・透明性を担保することがでる。
（3） 議員に対する厳格な措置と意識改革
ハラスメント認定時の議員に対する措置として「氏名の公表」を導入することで，ハラスメント防止に対する議員の責任感を高め，高い倫理観を維持するよう促すことができ，あわせて，議員が条例制定の議論を始める前から，ハラスメントに関する共通認識と知識を持つための研修を必須とし，議員が主体となって指針を策定することが重要である。

４.津島市では，ハラスメント防止条例が「あってはならない事案」を教訓に，市政全体で取り組むべき課題であることを示し，当市議会においても，この先進事例を参考に，執行部と連携した「一本条例」の策定，外部専門家による中立な相談・審査体制の整備，そして議員に対する実効性のある規律と研修を柱として，条例制定を推進すべきだ。

・静岡県袋井市「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
（令和７年 10 月 29 日（水）15:00～／袋井市議会第３委員会室）

１．取り組みに至った背景と状況
地方自治法や会議規則では，主に議会内での無礼な言葉や命令不服従に対する懲罰が規定されているが，議会外での行動基準や，議員としてふさわしくない行為があった場合の審査・措置等が内規（袋井市議会政治倫理規定）に留まっていた。過去に事実に基づかない発言や居眠りといった「議員としてふさわしくない行為」が発生し，内規（政治倫理規定）に基づく厳重注意や陳謝文の提出といった措置が行われた。しかし，これらは地方自治法第 132 条の議員の品位に該当する事案ではないとして懲罰には至らず，また議会外での同様の行為への対応が懸念された。令和４年の地方制度調査会で「住民の信頼を損ないかねない議員の行為」への自覚の重要性が述べられ，令和５年の地方自治法改正で「議員は住民の付託を受け，誠実にその職務を行わなければならない」と規定された。令和５年５月 21 日時点で，人口５万～10 万人の都市における政治倫理条例の制定率が 49.8%に達しており，条例化の必要性が高まっていた。
２．取り組みの概要（条例制定の骨子）
・条例制定の目的議員としての品位や名誉を損なうことなく，住民全体の利益の実現のために行動するルール，およびそのルールに違反した場合の審査・措置を定めることで，議員の政治倫理意識の確立を図る。
・具体的な表現を用いることで，議員の自己規律の指針とし，市民や議員からの審査請求の要件を明確化した。特に「常に市民全体の利益の実現を目指して行動し，特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと」を最重要視している。その他，地位の不正利用の禁止，職員の公正な職務執行の妨害禁止，市職員の人事への関与禁止，客観的事実に基づかない発言・情報発信の禁止（ＳＮＳ等での誹謗中傷等を含む），職務上知り得た情報の不正利用・漏洩禁止，暴力団等反社会的勢力との関与禁止など全 10 項目を規定。
・高い倫理性とその維持，疑念を持たれた場合の疑惑解明と責任の明確化を定める。条例遵守の宣誓を行う。
・市からの補助金・寄付金等を受けている団体の長や，市が設置する委員会等の組織の長に就任しないよう努める。
・市民または議員が，政治倫理基準違反の疑いがあった場合に審査請求できることを定める。
・審査対象議員に対して，警告，注意等の具体的な措置内容を定める。
・条例制定までのプロセス期間は，令和４年 12 月～議会運営委員会での条例試案の協議，議員研修会，条例案の整理。先進地視察の事例を参考に条例案を整理。令和５年２月～パブリックコメントの実施。令和５年４月～各会派での協議，会派代表者会での協議，庁内での例規審査会。令和５年６月定例会議会最終協議を経て，議員発議により条例を可決・制定。令和５年７月１日条例施行。
３．取り組みの成果条例の制定と施行
令和５年７月１日に「袋井市議会議員政治倫理条例」を制定・施行。同年４月の改選に伴う新任議員研修で条例概要を説明し，政治倫理意識の習得を図った。条例制定後，現時点（議事録作成時点）で条例に抵触する案件は発生していないことから，内規から条例へ格上げし，明確な行動基準と審査・措置を定めたことで，議員の行動を律する効果が現れている。
４．課題
政治倫理基準（発言・情報発信は客観的事実に基づき，誹謗中傷を行わない）に関し，ＳＮＳの普及により情報が瞬時に拡散し，誤情報やフェイクニュースが混乱を招く恐れがある。このため，発信を避ける慎重さに加え，これらの言動をチェックする体制が必要である。
５.当市議会への参考ポイント
内規ではカバーできない議会外の行動や，地方自治法の懲罰に当たらない「品位を損なう行為」への明確な対処基準を設けるため，条例化が不可欠であることを市民と議員に共有する。先進地の教訓に基づき，違反行為の範囲が不明確にならないよう，「何をすべきか/すべきでないか」を具体的に明確に規定する。審査請求の要件（市民/議員），政治倫理審査会の設置，そして審査結果に基づく具体的な措置を条例に盛り込み，実効性を担保する。条例制定プロセスの早い段階で，議員研修会や会派代表者会での協議を繰り返し行い，条例の必要性，政治倫理意識の重要性について全議員の共通認識を図る。パブリックコメントを適切に実施し，市民の関心を高め，市民の納得感を醸成する。

委員名	山田洋子

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活動委員名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経費区分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期間 (年月日)	令和７年10月28日（火）　～　令和７年10月30日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」 ・静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	愛知県津島市、静岡県袋井市

内容及び成果

■愛知県津島市　「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」

本視察の対象である「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例」は、津島市役所内での職場環境問題が顕在化し、組織としての再発防止策が強く求められたことを直接の契機としている。具体的には、職員へのパワーハラスメント疑惑をめぐり当時の副市長が辞職を申し出る事態が報じられるなど、市民・職員双方から説明と再発防止を求める声が高まった。

その後、市の調査・検討が進む中で、幹部職員に関する課題にとどまらず、市議会議員についてもセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に該当し得る言動、ならびに議会活動の運用（一般質問の通告・ヒアリングの在り方等）を通じて職員に時間的・心理的負担を与える行為が指摘されてきた。こうした指摘を受け、議会側でも対応の必要性が共有され、結果として「市長等・職員」に加えて「議員」も対象とした条例案を、市と議会が共同で作成・公表し、施行に向けて議会提案するという形に至った。

以上を踏まえ、本視察では、

①対象範囲を議員まで含めた制度設計の要点

②外部相談窓口と調査・措置（再発防止含む）の手続

③市と議会の合意形成プロセス（調整の論点・工程管理）を重点的に確認したいと考えた。

1．条例の位置づけ・対象範囲

津島市の条例案は、「市長等（市長・副市長・教育長）」「職員」「議員」を対象に含め、市と議会が共同で条例案を作成した点を明確にしている。条文構成は4章立て（総則／市長等及び職員／議員／雑則）で、基本理念として「ハラスメントをしない、させない、見過ごさない」を掲げる。

2．相談・調査・措置の全体像

津島市は、ハラスメント相談体制として外部（弁護士事務所）相談窓口を整備し、相談受付から調査・審査に至るまでの流れをフローで可視化しており、当事者属性により審査機関が分岐する設計が現実的な対応だと感じた。
また、事実が認定された場合の対応として、市長等・議員・職員それぞれに応じた措置、例えば公表を含む整理、職員は懲戒処分等を置く枠組みとしている。

3. 運用面での特徴

条例化に先行して、職員向けの外部相談窓口整備や要綱改定等の“できることから先に実施”する方針を取り、職員のメンタル負荷軽減等を優先しつつ、条例案の検討を進めている。

4. 条例作成の検討スケジュール（公表資料に基づく時系列整理）

津島市の検討工程は、「第三者委員会調査報告書を踏まえた対策案策定」→「外部窓口の先行運用」→「要綱改定・研修」→「条例・規則・指針案の作成」→「議会側との一本化調整」→「例規審査」→「議会上程・可決」へと進んでいる。

主な工程（タイムライン）

- 令和6年4月19日：職場環境改善対策案策定委員会を設置（弁護士の支援を受けつつ検討体制を構築）。
- 令和6年5月1日（第1回委員会）：年間スケジュールを共有。外部相談窓口設置に向け、要綱改定を同時期に実施する方針。研修は6～8月に実施予定と整理。
- 令和6年6月（目標）：職員向け「ハラスメント防止等に関する要綱」の改定完了を想定（必要に応じ随時改定）。
- 令和6年6月24日（第4回委員会）：外部相談窓口を7月1日稼働させる方針を確認。「特別職を要綱に含める例は少ない」としつつ、要綱で外部窓口を機能させることを優先し、次段で条例案へ前進する考え方を整理。
- 令和6年7月1日：外部の弁護士事務所による外部相談窓口の運用開始（12月末時点で利用2件）。
- 令和6年8月16日（第6回委員会）：職員向けの条例案・規則案について、委員長が案を作成し説明。8月30日まで意見提出の工程を設定。
- 令和6年10月23日（第8回委員会）：ハラスメント防止指針案を検討。当初は12月議会上程を目指していたが、議会側との調整が必要となり、12月上程を取りやめ3月上程を目標とする方針転換を明記。

- 令和6年11月12日（第9回委員会）：3月議会上程予定の条例は、職員側・議会側の案を一本化する方向で進めること、定義や文言のすり合わせが必要であること、12月中に最終案提示予定であることを整理。議会側PTへの説明予定も明記。
- 令和6年12月24日（第10回委員会）：例規審査に進むため、条例案の大枠を決定。議会の仕組みを盛り込んだ案として整理し、例規審査へ依頼。
- 令和7年2月12日：臨時記者会見で「市と議会が一緒に条例案を作成」したことを公表、施行期日を令和7年4月1日とする設計を提示。
- 令和7年3月24日：令和7年第1回定例会で条例案（議案第9号）が原案可決。

※委員会は令和6年5月～令和7年1月時点で11回開催

視察のまとめ（十和田市への示唆・参考となった点）

1. 対象範囲を議員まで含める場合の最大の要諦は、制度の体裁よりも「権限と手続の線引き」にあると感じた。

   議員までを対象に含める場合、条例の章立てや文言以上に、「誰が相談を受け、誰が事実確認（調査・認定）を行い、誰がどのような措置を判断するのか」という役割分担（執行部と議会の線引き）を、工程の早い段階で合意しておく必要がある。

   津島市においては、当初想定していた12月上程を見送り、3月上程へ切り替えた背景に、議会側との調整を要したことが示されており、合意形成の難所は「制度設計そのもの」よりも「統治構造に即した運用の線引き」にあることが勉強になった。

2. 外部相談窓口の先行運用は、制度の実効性を高める現実的な入口となり得ると考えた。

   津島市では、外部（弁護士事務所）相談窓口を7月1日に運用開始し、年度途中からでも先行実施している。
   条例制定を待たずに相談の入口を確保することは、相談者の心理的安全性を高め、早期把握・早期是正につながるとともに、制度設計の改善に資する運用データを得る点でも有効であり、十和田市でも検討に値すると感じた。

3. 制度化は「要綱改定・研修」→「条例・規則・指針」→「議会上程」の段階導入が、運用負担と合意形成リスクを下げると感じた。

   津島市では、外部窓口・要綱改定・研修等の“先行整備”を進めつつ、条例・規則・指針を整え、最終的に議会上程へ至る段階導入となっている。十和田市においても、制度を一挙に完成させようとするより、実務運用を先に動かして課題を把握し、その後に規範（条例等）を固める手順が、運用面・政治面双方で合理的であると考えた。

4. 十和田市で条例制定を目指すなら、専門家関与と議員研修を“制度の前提条件”として位置づける必要があると強く感じた。

   十和田市で同様の条例制定を行うのであれば、ハラスメント事案に対応している弁護士等の専門家に助言・研修を依頼し、議員を対象としたハラスメント研修を複数回開催するなど、共通理解と基礎知識を継続的に深める取組が不可欠である。

これまで議員2期の中で議員向けのハラスメント研修等は実施されてこなかったが、津島市の取組からは、制度を「作る」こと以上に、運用を支える前提（認識の共有、相談の入口、手続の透明性、第三者性）を整えることが実効性を左右することを改めて学んだ。

特に、議員が当事者となり得る案件では、二元代表制の下で役割分担が曖昧なままでは、相談者の安心確保や再発防止につながりにくい。

したがって、条例制定を検討する際は、外部相談窓口の設置、第三者性の担保、守秘・同意・記録管理といった運用設計を並行して詰めるとともに、研修を通じて「ハラスメントの定義」「具体例」「指導と指摘の違い」「適切なコミュニケーション」「相談者保護」等を繰り返し学ぶ仕組みを構築することが重要である。

今後は、まず専門家を交えた研修を早期に実施し、議会としての共通認識を形成したうえで、執行部と議会の役割分担（相談・調査・措置）を整理し、実効性のある制度設計へと段階的に進め、実効性あるハラスメント防止体制を構築する必要があると考えた。

■静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」

1. 視察目的・背景

近年、SNS上の誹謗中傷や、ハラスメントを含む議会外での不適切行為など、議員の品位・名誉および住民の信頼を損ない得る事案が全国的に顕在化していることから、議員としての役割と責任を自覚し、政治倫理意識を確立する制度整備の必要性が高まっている。

袋井市議会では、こうした問題意識の下、議員が遵守すべき行動基準（政治倫理基準）を明文化するとともに、これに違反した疑いがある場合の審査・措置の手続を制度として整備し、議会の自律的な規律を明確にすることを目的に、政治倫理条例を制定した。

本条例は、市民からの意見募集（パブリックコメント）を経たうえで、令和7年3月21日（2月定例会最終日）に議員発議で本会議に上程され、全員賛成で可決、同年4月1日施行となっている。

本視察では、①政治倫理基準の具体像と対象行為（SNS・ハラスメント等を含む）をどこまで明確化しているか、②審査請求（市民／議員）から審査会設置、調査、措置までの手続設計（受付要件・期限・公開性等）、③条例化に至る合意形成プロセス（パブコメ・議員発議の進め方）を重確認した。

2. 条例の概要

(1) 目的・位置付け

条例は、議員が遵守すべき政治倫理の規律の基本事項を定め、議員の資質向上と誠実・公正な職務遂行を確かなものとし、議会基本条例の趣旨の実現に寄与することを目的としている。すなわち、個々の議員の倫理に委ねるのではなく、議会として共通の規範を掲げ、住民からの信頼を支える「説明可能なルール」に落とし込む点に条例化の意義がある。

(2) 特色①：政治倫理基準の明文化（SNS・ハラスメント等）

政治倫理基準には、金品授受の疑念回避や寄附の取扱い等の従来型の規律に加え、現代的リスクとして、発言・情報発信（SNS 等を含む）における誹謗中傷の禁止が明記されている。さらに、議員の地位を利用した強制・強要・圧力、ハラスメント、差別などの人権侵害、営業妨害のおそれのある行為の禁止が掲げられ、行為類型を具体に示すことで、抑止と判断の拠り所を強化している点が特徴である。

加えて、条例本文では、議員が条例遵守を誓う趣旨（宣誓書提出等）を設ける構成となっており、規範の実効性を“手続”でも補強している。

(3) 特色②：審査請求の「入口」を市民・議員双方に設定

政治倫理基準違反が疑われる場合、審査請求を行える主体と要件を明確化している点が重要である。

- 市民が請求する場合：有権者 100 人以上の連署
- 議員が請求する場合：議員定数の 8 分の 1 以上の議員の連署（※会派横断を促す要件の考え方を含む）

市民請求に連署要件を設けることは、制度を「陳情の延長」にしないための濫用防止（一定の公益性・蓋然性の担保）として機能し得る一方、議員請求の要件設定は、議会内部の自浄作用を制度として位置づける意味を持つ。

(4) 特色③：政治倫理審査会の設置と運用ルール

議長は審査請求が適当と認めるとき、請求日から 1 か月以内に政治倫理審査会を設置し、審査を付託する仕組みとなっている。期限を明確化している点は、請求の“放置”を防ぎ、手続の予見可能性を高める設計といえる。

審査会は委員 8 人以内で、議員および有識者で構成され、議長が公正を期して指名することが規定されている。また、会議は原則公開としつつ、個人情報等の観点から一定の要件で非公開とできる余地も設け、透明性と保護のバランスを取っている。

(5) 審査結果と措置（段階的なメニュー）

審査会は違反行為の有無を調査し、違反が認められる場合は講ずべき措置を決定する。措置は、口頭注意→文書戒告（公表）→議場での陳謝の勧告→一定期間の出席自粛の勧告→議員辞職の勧告等、段階的に整理されている。段階メニューを置くことで、事案の軽重に応じた相当性の確保と、再発防止に向けた是正の道筋を設計している。

また、審査結果の通知・公表に関する規定に加え、措置内容が審査会の勧告と異なる場合の扱い（理由の明確化等）を通じ、説明責任を担保する趣旨が読み取れる。

運用フロー（審査請求～措置まで：要約）

1. 審査請求（市民：有権者 100 人以上／議員：定数の 8 分の 1 以上）
2. 議長が受理・形式審査（不備補正／却下要件あり）
3. 適当と認める場合、1 か月以内に政治倫理審査会を設置
4. 審査会が調査（説明機会付与、関係者聴取等）／会議は原則公開
5. 審査結果報告（原則 90 日以内）・通知・公表
6. 議長・議会運営委員会等の議決を経て措置（段階的メニュー）

3. 視察のまとめ（十和田市での検討に向けて感じた点・学んだ点）

1. 条例の体裁以上に、審査請求の入口（市民要件・議員要件）と、議長・議運・審査会の権限分担を「文章で固定する」ことが肝要だと感じた。
   袋井市の条例は、請求主体と連署要件、審査会設置期限、審査期限、公開原則など、制度の“動き方”を条文で押さえている。こうした手続の明確化は、判断の恣意性を抑え、市民・議員双方にとっての予見可能性を高める点で有効だと感じた。

2. 政治倫理基準に、SNS 発信やハラスメント等の“現代的リスク”を明示した点は勉強になった。
   抽象規定にとどめず、誹謗中傷や圧力・ハラスメント等の行為類型を明文化しているため、「何が問題となり得るか」を共通言語化しやすく、抑止力と説明可能性の向上につながると感じた。

3. 審査会の有識者参加、会議原則公開、結果の公表など、透明性の担保が制度の信頼性を左右すると学んだ。
   議会の自律規範は「身内の判断」と受け止められやすい面があるが、有識者の関与や公開原則を組み合わせることで、手続の公正さを外部に説明しやすくなる。十和田市で制度化する際にも、第三者性と公開性の設計が重要な論点になると考えた。

4. パブコメ→議員発議→全会一致というプロセスは、議会自律規範の正統性確保に資する進め方だと感じた。
   住民意見を手続に組み込んだうえで、議員発議として議会が責任を持って制定し、全会一致で可決したことは、政治倫理規範を「議会として背負う」姿勢の明確化につながると受け止めた。

十和田市においては、現時点で政治倫理を条例化すべき直接の事案は発生していない。また、他自治体が策定していることのみを理由に条例化を進めることについては、なお慎重な議論が必要であると考える。一方で、仮に策定する場合には、議会の自律規範として政治倫理を「宣言」にとどめるのではなく、審査請求・調査・措置・公表までの手続を本市の統治構造に適合させて制度化し、問題が生じた際には市民の信頼回復と再発防止を最優先に取り組める内容としなければならないと感じている。

委員名	中尾　利香

委員会行政視察報告書

委員会名	議会改革特別委員会

活　動　委　員　名		
中嶋　秀一　委員長	堰野端　展雄　副委員長	山端　美樹子　委員
太田　正幸　委員	山田　洋子　委員	中尾　利香　委員
江渡　信貴　委員		

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
595,046		8,106	86,165	603,152

期　間 （年月日）	令和７年 10 月 28 日（火）　～　令和７年 10 月 30 日（木）　（２泊３日）
視察事項	・愛知県津島市　「津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について」
	・静岡県袋井市　「袋井市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	愛知県津島市、静岡県袋井市

内容及び成果

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について

１．期　日：令和７年 10 月 29 日

２．場　所：愛知県津島市（人口５万 9000 人）

３．視察の目的

本視察は、愛知県津島市において制定された「市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例」について、その制定の背景、制度設計、運用体制等を調査し、本市におけるハラスメント防止体制の構築及び職場環境の改善に役立てるための視察です。

４．視察内容

津島市は、愛知県西部に位置する歴史と文化を有する地域です。近年、行政運営におけるコンプライアンスの確保や職場環境の改善に積極的に取り組んでいる自治体です。

津島市では、これまで職場環境の改善に向けて第三者委員会の提言を受け、ハラスメント防止研修の実施や外部相談窓口の設置などに取り組んできました。

そのような中、ハラスメントの未然防止と、より実効性のある対応体制の構築を図るため、市と議会が連携し、条例制定に至ったものです。

特に特徴的であるのは、行政側のみならず、議員を含めた一体的な規律として条例を整備した点であり、組織全体でハラスメント防止に取り組む姿勢が明確に示されています。

本条例は、市長、副市長、教育長、職員及び議員を対象とし、ハラスメントの防止及び適切な対応を目的としています。

対象となるハラスメント

・セクシュアル・ハラスメント

・パワー・ハラスメント

・妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント
・誹謗中傷や人格を傷つける言動等など、幅広く規定されている。
　制度面においては以下の点が特徴的である。
・外部の弁護士による相談窓口の設置
・相談者の意向を尊重した調査手続き
・有識者等を含む対策委員会の設置
・必要に応じた懲戒・是正措置への連携
　これにより、公平性・中立性を確保した対応体制が構築されています。

視察のまとめ
　津島市の取り組みの特徴は、市と議会が連携して条例を策定した点であります。議会側でもプロジェクトチームを立ち上げ検討を進め、市と一本化した条例として制定されています。また、外部相談窓口の活用による信頼性の確保であり、内部では相談しづらい事案にも対応できる体制となっています。
　今回の視察を通じ、ハラスメント防止は単なる制度整備にとどまらず、市長等、職員、議員を同一の枠組みで規律することは、行政運営の透明性と信頼性を高めるうえで極めて有効であると感じました。
　また、外部相談窓口の設置は、被害者が安心して相談できる環境づくりに大きく寄与していると考えられます。
　一方で、条例の実効性を確保するためには、継続的な研修や周知、そして運用状況の検証が不可欠であり、制定後の取り組みが重要であることも改めて認識しました。
　本市においても、ハラスメント防止に関する取り組みを作成し安心して働くことができる環境整備と、市民から信頼される行政運営を推進していく必要があると思いました。

袋井市議会議員倫理条例の制定について
１．期　日：令和 7 年 10 月 29 日
２．場　所：静岡県袋井市（人口 87 万 6000 人）
３．視察の目的
　議員は、市民から信託を受けた存在です。しかしながら近年、全国では議員の不適切な言動やハラスメントなどにより、議会への信頼が揺らぐ事例も見受けられます。
　議員はどうあるべきかその答えを学ぶため、議員倫理条例を制定している袋井市を視察いたしました。
４．視察内容
　袋井市議会で、自身のブログや会派報などで事実と異なる記載や、市民感情を逆なでる表現などの問題が発生したことから、この強い認識のもと、議員自らが主体となり、倫理条例を制定しています。
条例制定文を作成し、市民の倫理観の醸成を図る目的でパブリックコメントの意見募集を実施しています。
　条例では、議員としてのあるべき姿が明確に示されています。信頼につなげる仕組みが以下のように構築されています。
倫理基準
・公正・誠実な職務の遂行
・市民全体の利益を最優先とする姿勢
・地位の私的利用の禁止
禁止事項
・利害関係者との不適切な関係
・金品の授受
・便宜供与
・ハラスメント行為
・市民への説明責任の明確化

視察のまとめ
　倫理条例は、議員を縛るものではなく、議員自身を守るものであるという考えがありました。議員同士が互いに意識し合い、市民の目を常に意識する。本市においても、これからの議会に求

められるのは、「信頼される議会」であると考えます。
　そのために必要なのは、議員一人ひとりの意識改革であると感じました。自らを律する仕組みを持つことは、市民の皆様への責任であり、約束です。
今回の視察で得た学びを、決して形だけに終わらせることなく、「信頼される議会」をつくる一歩として、しっかりと本市に活かしてまいります。

津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例の制定について

江渡　信貴

愛知県津島市が制定した市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例について、その制定に至った経緯や取り組みの概要、成果、今後の展望について視察をしてきました。

昨今、自治体におけるハラスメント問題は、職員の働く環境を損なうだけでなく、市政への信頼を失墜させる大きな要因となっています。行政組織においては、市民サービスの向上を図るためにも、職員一人ひとりが尊重され、安心して能力を発揮できる職場環境を整備することが重要であります。

津島市では、市長、副市長、教育長、及び職員が個人として人権を尊重され、快適に働くことができる良好な職場環境の確立を目的として、ハラスメント防止等に関する

条例を制定しました。特に、「ハラスメントをしない、させない、見過ごさない」を基本理念として掲げ、市と議会が一体となって取り組む姿勢を明確にした点が重要だと思いました。

条例では、市長等、職員及び議員を対象者として、それぞれがハラスメント防止に努める責務を定めています。また、どこの自治体もそうですが、研修や啓発活動を通じて正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の整備や事案発生時の適切な対応についても規定されています。単に禁止事項を定めるだけではなく、組織全体で相手の人格や立場を尊重する意識を醸成することを重視しています。

今回の取り組みにより、市と議会が共通認識を持ってハラスメント防止に取り組む体制が整備され、職員や議員の意識向上につながっているようです。また、相談しやすい環境を整えることで、問題の早期発見や未然防止にも効果が期待されるそうです。特に、議員も条例の対象と

して明確に位置付けられていることは、市民の代表として高い倫理観を持って行動する責任を改めて認識する重要な取り組みであると感じました。

視察を通じて、ハラスメント対策は単なる問題発生後の対応ではなく、日頃から互いを尊重し合う組織文化を形成することが最も重要であると感じました。市長、議員、職員それぞれが自らの立場と責任を理解し、風通しの良い職場環境をつくることが、市民から信頼される行政運営につながるものだと思います。

今後は、条例の理念を継続的に浸透させるため、定期的な研修や意識啓発を行うとともに、社会情勢の変化に応じて制度や相談体制を見直していくことが必要であるそうです。十和田市においても、津島市の取り組みを参考にしながら、議会と行政が一体となってハラスメントのない環境づくりを進め、市民に信頼される市政の実現に努めていきたいと思います。

袋井市議会議員政治倫理条例の制定について

江渡　信貴

静岡県袋井市議会にて、袋井市議会議員政治倫理条例の制定について視察をしてきました。

市議会議員は、市民から選ばれ、市民の代表として地域の課題を解決するために活動しています。そのため、議員には市民の信頼に応える責任があり、常に公平で正しい判断を行い、誠実に仕事をすることが求められています。しかし、全国の地方議会では、議員の発言や行動が問題となり、議会や議員に対する信頼が低下する事例も見られるようになりました。このような問題を防ぎ、市民から信頼される議会をつくるためには、議員自身が守るべき考え方や行動の基準を明確にすることが重要であると私は思います。

袋井市議会では、市議会議員が守るべき政治倫理に関する基本的なルールを定めることで、議員としての資質

を高めるとともに、誠実で公平な仕事を行うことを目的として、袋井市議会議員政治倫理条例を制定しました。この条例は、議員が自分の立場や役割を正しく理解し、市民全体のために行動することを求めるものであり、議会基本条例の考え方を実現するための大切な取り組みでもあります。

条例を制定するにあたっては、議員だけで内容を決めるのではなく、市民の意見を取り入れるためにパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントとは、条例や計画などを作る際に、その内容を市民に公開し、意見や提案を募集する仕組みであります。袋井市議会では、市民から寄せられた意見を参考にしながら検討を進めることで、議会と市民が政治倫理について共通の理解を持てるよう取り組んだそうです。このように、市民参加の機会を設けながら条例を作ったことは、議会の透明性を高める上で重要な取り組みであると感じました。

条例の内容としては、議員が市民全体の利益を考えて行動すること、自分の地位や権限を利用して不正な利益を得ないこと、市民から疑われるような行動をしないことなどが定められています。また、議員としてふさわしい態度や行動を心掛け、常に市民から信頼される存在であるよう努めることも求められています。さらに、政治倫理に反する疑いが生じた場合には、必要な調査や審査を行う仕組みを整えることで、市民に対して説明責任を果たすことができる制度となっています。

政治倫理条例は議員を縛るためだけのものではなく、議員自身が責任を自覚し、より良い議会をつくるための大切な仕組みであることを学びました。特に、条例を制定する過程で市民の意見を取り入れたことは、議会が市民に開かれた存在であることを示す重要な取り組みであると強く感じました。

十和田市議会においても、市民から信頼される議会を実現するためには、議員一人ひとりが高い倫理意識を持

ち、責任ある行動を続けることが必要であります。袋井市議会の取り組みを参考にしながら、十和田市における政治倫理のあり方についても検討を進め、より透明で信頼される議会運営につなげていきます。